

2019年10月23日

MR各位

臨床研究部長

鯉淵幸生

副作用報告運用手順の変更に関して

平素より大変お世話になっております。

副作用報告の手順を以下に変更いたしましたので、運用の徹底をお願いいたします。

【変更前】

医師が製薬企業と調査票を直接やり取りし、事後で契約等事務処理をする。

【変更後】

製薬企業が副作用情報を知り、副作用報告が必要と判断した場合、治験管理室を窓口とし契約を締結。その後、治験管理室が窓口となり調査票のやり取りをする。

以上

問い合わせ先：治験管理室 吉池

TEL:027-322-5901 FAX:027-322-0161

E-mail：205-shihango-chousa@mail.hosp.go.jp